

『アソシエイト法学〔第2版〕』において、誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

法律文化社

正 誤 表

該当箇所	正	誤
1 講 6 頁 15 行目	議院の <u>総議員</u> の四分の一以上	議院の四分の一以上
1 講 6 頁 21～24 行目 *2017年民法(債権法)改正により条文が改正されたため、例を変更します	例えば <u>憲法 54 条 2 項</u> には「 <u>衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。</u> 」とあります。	例えば民法 474 条 1 項には「債務の弁財は、第三者もすることができる。ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない」とあります。